7-1-3 沿岸区分及び名称一覧

都道府県名	沿岸名	区域		摘要
		起点	終点	
北海道	北見	宗谷岬	知床岬	宗谷岬は宗谷港港湾区域の西端とする。
北海道	根室	知床岬	納沙布岬	
北海道	十勝釧路	納沙布岬	襟裳岬	
北海道	日高胆振	襟裳岬	地球岬	
北海道	渡島東	地球岬	恵山岬	
北海道	渡島南	恵山岬	白神岬	
北海道	後志檜山	白神岬	積丹岬	
北海道	石狩湾	積丹岬	雄冬岬	
北海道	天塩	雄冬岬	宗谷岬	宗谷岬は宗谷港港湾区域の西端とする。
青森	下北八戸	岩手県界	北海岬	
青森	陸奥湾	北海岬	根岸	根岸は平舘漁港区域の南端とする。
青森	津軽	根岸	秋田県界	根岸は平舘漁港区域の南端とする。
秋田	秋田	青森県界	山形県界	
山形	山形	秋田県界	新潟県界	
岩手	三陸北	青森県界	鮭ヶ崎	
岩手宮城	三陸南	鮭ヶ崎	黒崎(牡鹿半島)	
宮城福島	仙台湾	黒崎(牡鹿半島)	茶屋ヶ崎	
福島	福島	茶屋ヶ崎	茨城県界	
茨城	茨城	福島県界	千葉県界	
千葉	千葉東	茨城県界	洲崎	
千葉 東京 神奈川	東京湾	洲崎	剣崎	
東京	伊豆小笠原諸島	－	－	
神奈川	相模灘	剣崎	静岡県界	
新潟	新潟北	山形県界	鳥ヶ首岬	
新潟	佐渡	－	－	
新潟富山	富山湾	鳥ヶ首岬	石川県界	

都道府県名	沿岸名	区域		摘要
		起点	終点	
石川	能登半島	富山県界	高岩岬	
石川福井	加越	高岩岬	越前岬	
静岡	伊豆半島	神奈川県界	大瀬崎	
静岡	駿河湾	大瀬崎	御前崎	
静岡愛知	遠州灘	御前崎	伊良湖岬	
愛知三重	三河湾・伊勢湾	伊良湖岬	神前岬	
三重和歌山	熊野灘	神前岬	潮岬	
福井	若狭湾	越前岬	京都府界	
京都	丹後	福井県界	兵庫県界	
兵庫	但馬	京都府界	鳥取県界	
和歌山	紀州灘	潮岬	大阪府界	
兵庫大阪	大阪湾	和歌山県界	明石市東境界	
兵庫	播磨	明石市東境界	岡山県界	
兵庫	淡路	－	－	
鳥取	鳥取	兵庫県界	島根県界	
島根	島根	鳥取県界	山口県界	
島根	隠岐	－	－	
山口	山口北	島根県界	下関市豊浦町南境界	
山口	山口南	下関市豊浦町南境界	広島県界	
広島	広島	山口県界	岡山県界	
岡山	岡山	広島県界	兵庫県界	
徳島香川	讃岐阿波	三崎(三豊市)	孫崎(鳴門)	
徳島	紀伊水道西	孫崎(鳴門)	蒲生田岬	
徳島高知	海部灘	蒲生田岬	室戸岬	
高知	土佐湾	室戸岬	足摺岬	
高知愛媛	豊後水道東	足摺岬	佐田岬	

都道府県名	沿岸名	区域		摘要
		起点	終点	
愛媛	伊予灘	佐田岬	錨掛ノ鼻	
愛媛香川	燧灘	錨掛ノ鼻	三崎（三豊市）	
福岡	玄界灘	佐賀県界	北九州市西境界	
福岡大分	豊前豊後	北九州市西境界	関崎	
大分	豊後水道西	関崎	宮崎県界	
宮崎	日向灘	大分県界	鹿児島県界	
鹿児島	大隅	宮崎県界	佐多岬	
鹿児島	鹿児島湾	佐多岬	長崎鼻（薩摩半島）	
鹿児島	薩摩	長崎鼻（薩摩半島）	大崎（長島）	黒瀬戸においては黒之瀬戸大橋を境界とする。
鹿児島	薩南諸島	－	－	硫黄鳥島を除く。
熊本 鹿児島	八代海	大崎（長島）	小松崎（天草下島）	本渡瀬戸においては瀬戸大橋を境界とする。天草松島地域においては天草2号橋から天草4号橋及び合津港港湾区域西端を境界とする。三角港付近は三角港港湾区域北端を境界とする。
熊本 佐賀 福岡 長崎	有明海	長崎鼻（天草下島）	瀬詰崎	本渡瀬戸においては瀬戸大橋を境界とする。天草松島地域においては天草2号橋から天草4号橋及び合津港港湾区域西端を境界とする。三角港付近は三角港港湾区域北端を境界とする。
熊本	天草西	小松崎（天草下島）	長崎鼻（天草下島）	
長崎	橘湾	瀬詰崎	野母崎	
長崎	西彼杵	野母崎	西海橋（西海市側）	
長崎	大村湾	西海橋（西海市側）	西海橋（佐世保市側）	
長崎佐賀	松浦	西海橋（佐世保市側）	福岡県界	
長崎	五島・壱岐・対馬	－	－	
沖縄	琉球諸島	－	－	硫黄鳥島を含む。

7-2 海岸事業の概要

直轄海岸位置図（国土交通省水管理・国土保全局）

●：直轄海岸保全施設整備事業　１２事業　（海岸法第６条）
★：直轄海岸維持管理事業　１事業　（海岸法第３７条の２）

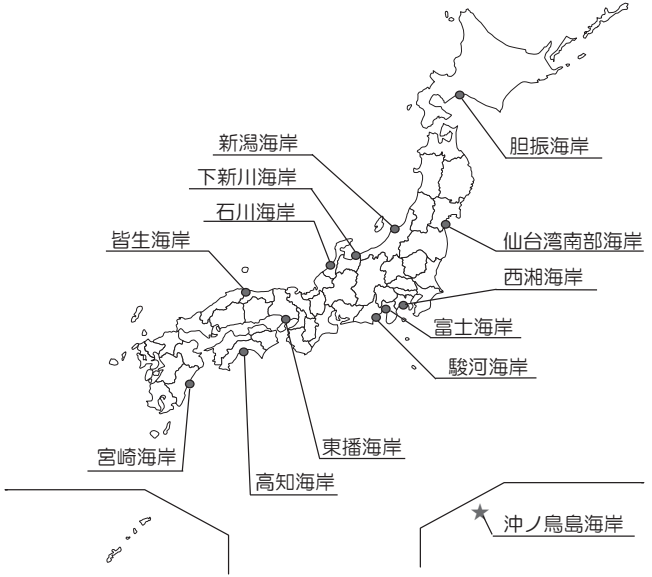

○海岸法第６条
以下に該当する場合において、海岸管理者に代わって海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を実施することができる。
１　工事の規模が著しく大であるとき
２　工事が高度の技術を必要とするとき
３　工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき
４　工事が都府県の区域の境界に係るとき

☆海岸法　第３７条の２
国土保全上極めて重要であり、かつ、地理的条件及び社会的状況により都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適当な海岸で政令で指定したものに係る海岸保全区域の管理は主務大臣が行うものとする。